

IV 主要事業の概要

1 中山間地域の生産基盤整備

中山間地域農業農村総合整備事業

【担当：中山間整備係】

目 的	中山間地域の農地や農業水利施設、農道等の生産基盤の整備とともに、生産・販売施設等の総合的な整備を通じて、高収益作物の導入拡大や農産物の高付加価値化等による農業者の所得確保等を図る。					
事業内容	<p>1 農業生産基盤整備事業</p> <p>(1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) ほ場整備事業 (4) 農用地開発事業 (5) 農地防災事業 (6) 客土事業 (7) 暗渠排水事業 (8) 農用地の改良又は保全事業 (9) 土地基盤の再編・整序化事業</p> <p>2 農村振興環境整備事業</p> <p>(1) 農業集落道整備事業 (2) 営農飲雑用水施設整備事業 (3) 農業集落防災安全施設整備事業 (4) 用地整備事業 (5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業 (6) 情報基盤施設整備事業 (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業 (8) 交換分合事業</p>					
採択要件	<p>1 法指定要件</p> <p>次に掲げる5法のいずれかの指定を受けているか、又はそれらに準ずる地域で地方農政局長等が特に必要と認めること</p> <p>① 過疎地域自立促進特別措置法 ② 山村振興法 ③ 離島振興法 ④ 半島振興法 ⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 ⑥ 棚田振興法</p> <p>2 地域要件</p> <p>農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50パーセント以上を占める地域</p> <p>3 事業内容要件</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業の(1)～(8)までに掲げる事業のうち2以上の事業を行うものであつて、その事業の受益面積の合計が、おおむね10ha以上であること。なお、(9)に掲げる事業を実施するにあつては、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>ア 事業計画区域の農地面積に対して、総合整備事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること</p> <p>イ 事業計画区域は、生産区域において別に定める要件を満たす地域であること</p> <p>(2) 農業の生産条件及び農村振興環境の整備の水準を勘案し、事業の種類が特定の事業のみに偏重することなく適切に組み合わされており、これらの事業を総合的に実施することが適当と認められること。</p>					
負担割合	<p>○農業生産基盤整備事業 国 55% 道 32% その他 13%</p> <p>○農村振興環境整備事業 国 55% 道 22.5% その他 22.5%</p>					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	7 (新：－ 継：7)	734,547	734,547			